

# 役員報酬規定

(公益社団法人 大阪フィルハーモニー協会)

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人大阪フィルハーモニー協会の役員報酬について、定款第 26 条に基づき、その支給の基準について定めるものである。

(報酬の範囲)

第2条 役員報酬とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として公益社団法人大阪フィルハーモニー協会から受ける財産上の利益の全てを含むものとする。

(報酬の金額および支給の基準)

第3条 役員報酬の金額および支給の基準は次のとおりとする。

(1)理事

総額は年額 500 万円以内とする。

支給対象は、常務理事1名とし、同人の出向元と公益社団法人大阪フィルハーモニー協会との間で締結する出向協定に基づき、出向分担金として出向元に支払う金額を限度とする。

出向協定に基づく具体的金額については理事会にて決定する。

(2)監事

総額は年額 60 万円(税込)とする。

支給対象は、公認会計士もしくは税理士等の法定資格を有する者として監事に就任した者に限ることとする。

以上